

山形県ウォーキング協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、山形県ウォーキング協会（以下「県協会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、一般社団法人日本ウォーキング協会（以下「JWA」という）に加盟し、県下における歩け歩け運動を普及推進するとともに、自然を愛し、自然に親しみ、健康な心身の 涵養を図り、明るい社会の発展に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の事務所は、遊佐町に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歩け歩け運動の実践及び県内の地域団体の育成に関する事業。
- (2) 歩け歩け運動実践団体間の交流と親睦を図る事業。
- (3) その他歩け歩け運動の普及推進に必要な事業。

(会 員)

第5条 本会は、次の各号で定める会員をもって構成する。

- (1) 団体会員 歩け歩け運動を推進する地域団体、グループ等。
- (2) 個人会員 歩け歩け運動の実践と普及及び関心を有する個人。
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同する団体・個人及び法人。

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
- (3) 理 事 理事会を構成し、総会で委任された事項及び、本会の運営に必要な事項を審議するとともに事業の遂行にあたる。
- (4) 事務局長 会長の意を受けて、本会の事務を処理する。
- (5) 監 事 毎事業年度の会計を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員は、会員の中から理事会で推薦し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。但し、再任は妨げない。

(役員報酬)

第10条 役員報酬は支給しない。

(名誉役員等)

第11条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第13条 総会は年1回開催し、事業報告・決算報告・事業計画・予算計画及び役員承認その他本会の大綱を審議し、決定等を行う。尚、特別の事由があるときは臨時総会を開くことができる。

2. 総会は、団体会員及び個人会員で組織し、会長がこれを招集する。

(理事会)

第14条 理事会は、本会の運営に必要な事項を審議し決定等を行う。

2. 理事会は、会長が適宜これを招集する。

第4章 会 計

(会 計)

第15条 本会の運営に必要な経費は、会費・負担金・補助金・寄付金・事業に伴う収入等によって支弁する。

(会 費)

第16条 会費の額は別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(監 査)

第18条 会長は、監事による会計の監査を受けなければならない。

第5章 雑 則

(施行細則)

第19条 この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

(会則の改正)

第20条 この会則の改正は、理事会の議を経て総会出席者の過半数をもって改正することができる。

附 則

第21条 この会則は、平成12年7月21日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年5月16日から施行する。